

建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ） 新旧対照表

新	旧
<p>建設工事請負契約書（金銭保証用）（抜粋）</p> <p>（発注者の解除権及び違約金）</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（1） 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>（2） その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>（3） 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>（4） 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>（5） 第49条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>（6） 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をも含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人を、受注者が法人である場合には建設業法第5条第3号に規定する役員等又は建設業法施行令第3条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団準構成員（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ～リ 略</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p><u>（1）前項の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p><u>（2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p>3 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての構成員は、違約金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。</p> <p>4 第1項第1号から第5号まで及び第6項の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金</p>	<p>建設工事請負契約書（金銭保証用）（抜粋）</p> <p>（発注者の解除権）</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（1） 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>（2） その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>（3） 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>（4） 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>（5） 第49条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</p> <p>（6） 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をも含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人を、受注者が法人である場合には建設業法第5条第3号に規定する役員等又は建設業法施行令第3条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団準構成員（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ～リ 略</p> <p>2 <u>前項の規定によりこの契約が解除された場合</u>においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、すべての構成員は、違約金を共同連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。</p> <p>4 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当するこ</p>

に充当することができる。

5 第1項第6号の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。

6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（解除に伴う措置）

第50条

1・2 略

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があるときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条第1項、同条第6項又は第47条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条第1項、同条第6項又は第47条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

とができる。

5 第1項第6号の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。

（解除に伴う措置）

第50条

1・2 略

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があるときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第47条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100円に満たないときは、この限りでない。

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第47条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。